

## 遺産分割協議書について

亡くなられた人が遺言書を残していない場合は、法定相続人全員で合意した内容で**遺産分割協議書**を作成し、相続財産を分割します。また、亡くなられた人が遺言書を残していた場合、原則として相続財産は遺言書の記載内容に沿って分割することになるため、遺産分割協議書の作成は必要ありません。しかし「亡くなった人の財産を調べてみたら遺言書に記載がない財産が発見された」というケースや遺言書があっても、法定相続人で話し合い全員の同意の元に、遺言書と異なる割合で分割する場合は、**遺産分割協議書**の作成が必要となります。

### 遺産分割協議書が必要な理由

- ①相続人全員の合意内容を書面で残し、後にトラブルにならないようにするため
- ②亡くなった人名義の不動産の名義変更（相続登記）する時に必要
- ③金融機関で亡くなった人名義の預金を解約する時に必要

### 遺産分割協議の流れ

相続人を  
確定①



相続財産を  
確定②



遺産分割内容  
を協議③



遺産分割協議書  
を作成④

- ①相続人を確定させるには、被相続人の戸籍謄本などを取り寄せて確認
- ②財産は現金・預金・不動産といったプラスの財産だけではなく、借入金・ローンといったマイナスの財産もすべて確定
- ③相続人全員で遺産をどのように分割して相続するかを協議
- ④遺産分割協議で遺産分割について合意が得られたら、遺産分割協議書を作成

### 遺産分割協議に記載が必要な事項

遺産分割協議の書式は決まっていますが、下記の項目は記載が必要です。

- 被相続人の名前と死亡日
- 相続人が遺産分割内容に合意していること
- 相続財産の具体的な内容（預金の場合は銀行名・支店名・口座番号など）
- 相続人全員の名前・住所と実印の押印

### まとめ

相続発生後に不動産の売却相談があり、遺産分割協議がまとまらずに売却がストップするケースが最近よくあります。特に、不動産が財産の大半を占めている場合は要注意です。相続税の申告・納付期限は相続開始を知った日の翌日から10ヵ月以内と決まっています。相続税の申告をするには遺産分割協議書が必要となるため、相続がわかった時点で早めに遺産分割協議をはじめてゆきましょう。